

かわさき市民アカデミー ご寄附のお願い

かわさき市民アカデミーは、ボランティアと事務局で組織している NPO 法人が、皆様からの受講料と寄附金で運営しています。

質の高い講座を今後も皆様の要望に応えながら、事業を継続していくためには、寄附金が大きな力となります。

ご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

「遺贈」又は「相続財産からの寄附」もお受けしています。具体的な手続きについては相続に関する専門家がサポートしますので事務局までご連絡ください。

学習環境の
快適化

広報の
一層の強化

多様な
講座・WS を
継続していく
ために

経営基盤の
安定化

申込システム
ホームページ
の充実

ご寄附は 1 口 1,000 円（口数の上限はございません）

ゆうちょ銀行 郵便振替口座 00280-0-64502

口座名義人 特定非営利活動法人 かわさき市民アカデミー

- 認定NPO法人に寄附を行うと、税制上の優遇が受けられます。
詳細は裏面をご覧ください。

※振込手数料は当アカデミーで負担いたします。ただし、窓口や ATM から現金でお振込みされる場合、別途手数料 110 円がかかります。

認定 NPO 法人かわさき市民アカデミー

☎ 211-0064 川崎市中原区今井南町 28-41 川崎市生涯学習プラザ 3F

TEL 044-733-5590 FAX 044-722-5761

問合わせ用メール info@kawasaki-c-academy.jp

ホームページ URL: [https:// kawasaki-c-academy.jp](https://kawasaki-c-academy.jp)



かわさき市民アカデミーに寄附された場合の「税制優遇」について

かわさき市民アカデミーは2015年12月に川崎市から「認定NPO法人」に認定されました。これによりご寄附いただいた場合は、認定NPO法人への寄附として所得税及び住民税の寄附金控除が受けられます。当法人発行の「寄附金領収書」を添付して確定申告を行ってください。控除下限額は2,000円です。

また、相続財産からご寄附いただいた場合は、相続税の課税対象額から除外することができます。詳しくは、事務局にお尋ねくださいますようお願いいたします。

● 所得税の税額控除の計算式

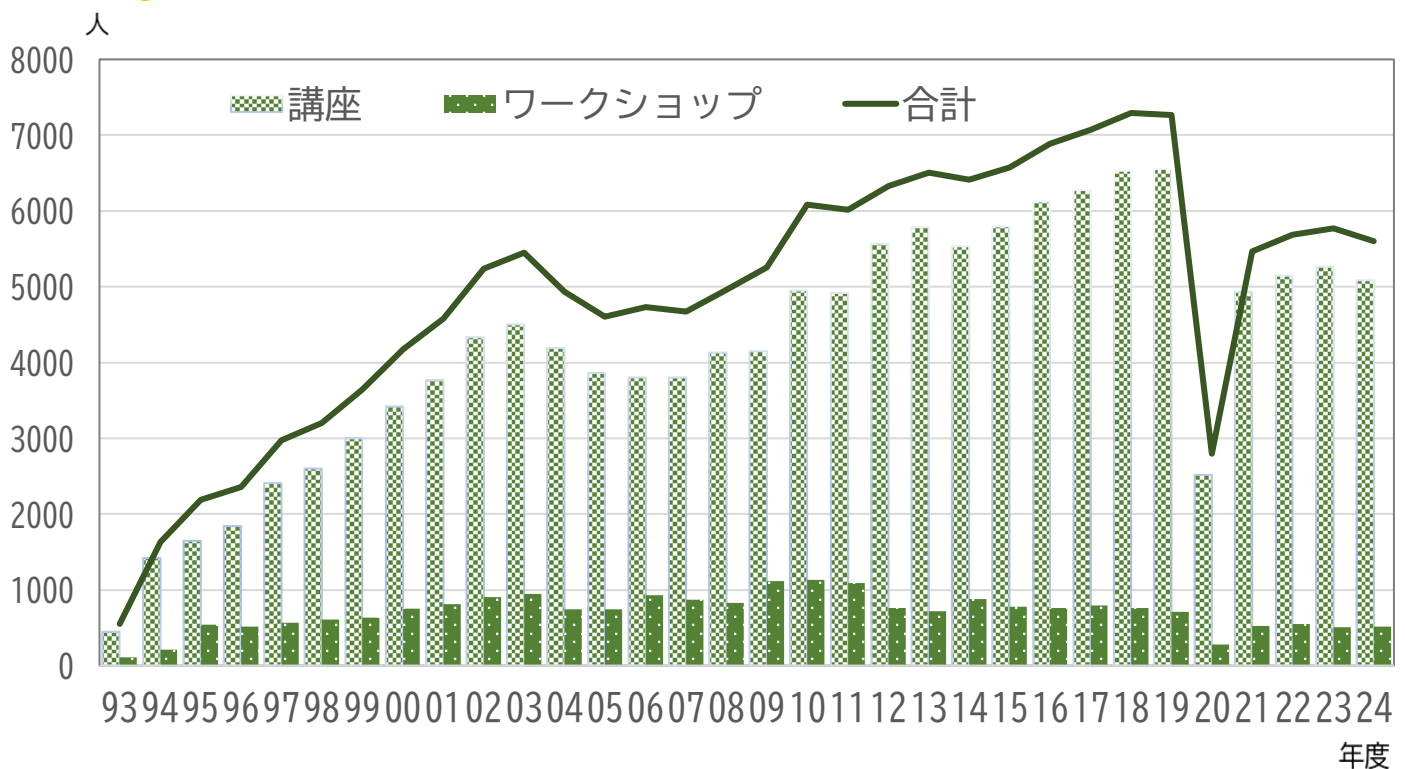
$$\left(\text{年間寄附金合計額} - 2,000 \text{ 円 (控除下限額)} \right) \times 40\% = \text{減税額 (所得税分)}$$

※**税額控除上限** 減税額は所得税額の25%が限度

● 住民税の税額控除の計算式

$$\left(\text{年間寄附金合計額} - 2,000 \text{ 円 (控除下限額)} \right) \times 10\% = \text{減税額 (個人住民税分)}$$

かわさき市民アカデミー受講生の推移（1993年～2024年）



問い合わせ先

事務局開室日：平日（月～金）9：00～16：00

認定NPO法人かわさき市民アカデミー

〒211-0064 川崎市中原区今井南町28-41 川崎市生涯学習プラザ3F

TEL 044-733-5590 FAX 044-722-5761

問合わせ用メール info@kawasaki-c-academy.jp

ホームページ [かわさき市民アカデミー](#) で検索